



★サービス内容★

利用条件 専用タクシーに乗車する

利用範囲 ふじみ野市・富士見市・三芳町内の運行で、
乗車地、降車地にふじみ野市を含むもの
例) ①ふじみ野市内⇄ふじみ野市内
②ふじみ野市内⇄富士見市・三芳町内

助成金額 1 運行の運賃の半額 最大 **800円**

※運賃が1,600円までは半額(10円未満切捨て)でご利用いただけます。
運賃が1,600円を超える場合には800円を差し引いた金額をお支払い
ください。

※運賃には迎車料金(400円)を含みます。

※身体障害者手帳又は療育手帳を提示した場合、**運賃は1割引**となり
ます。割引後の運賃の半額(最大800円)を助成します。

利用回数 年度内(4/1~翌年3/31まで) **24回**



※この事業はタクシー会社の協力の下、実施しています。

8:30~9:30の時間帯は混雑が予想されますので、時間をずらしてご利用
いただくなど、ご協力をお願いします。

★利用者登録★

事前に利用者登録が必要です。

★登録方法★

市指定の用紙に必要事項を記入し、提出してください。

※郵送での申請もできます。(必要事項を記入した申請書と本人確認書
類の写しを郵送してください。)

※パソコンやスマートフォンからでも申請ができます。



申込みフォーム

★提出先★

市役所本庁舎

大井総合支所、出張所

高齢福祉課

年齢が65歳以上の方

要介護・要支援の認定を受けている方

【持ち物】

本人確認書類(利用者、申請者どちらも必要)

障がい福祉課

障害者手帳の交付を受けている方

指定疾患医療受給者証等の交付を受けている方

【持ち物】

障害者手帳または指定疾患医療受給者証等(お持ちの方)

子育て支援課

妊娠中の方

小学校就学前のお子さん(保護者の同伴が必要)

【持ち物】

母子手帳(親子健康手帳)(妊娠中の方)

※未発行の場合は保健センターへ確認しますのでご相談ください。

★登録証の交付★

お出かけサポートタクシー事業利用登録証(乗車時に必要)は、後日郵
送します。(1週間~10日程度)

※65歳以上の登録者は登録証の有効期限はありません。

お出かけサポートタクシー利用の流れ

【行き】

① タクシー会社に電話

タクシー会社の専用番号に電話をし、配車の依頼（次の内容）をします。

- 1 お出かけサポートタクシー利用
- 2 利用する人の氏名
- 3 どこからどこへ

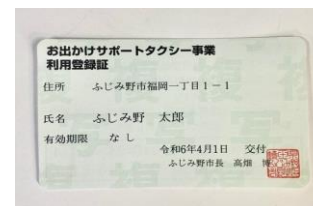
② 受付終了

タクシー会社は依頼を受け、配車します。



③ 指定場所で乗車

指定場所で乗車します。運転手に利用登録証を提示してください。



④ 目的地で降車

目的地で助成後の乗車料金を支払い、降車します。

【帰り】

【行き】の①～④と同様

★注意事項★

- 不正利用が発覚した場合、実費を全額返金していただきます。
- 登録証を他人に譲渡したり、貸与することはできません。
- 登録証を汚損・紛失したときは、再交付しますので申請をしてください。（汚損の場合は、登録証を回収するのでご持参ください。）
- 目的地で待機はできません。再度電話で配車依頼をしてください。また、途中の立ち寄りはありません。
- 待機中のタクシー、街中で走行中のタクシーに「お出かけサポートタクシー」として乗車することはできません。

- 配車依頼後の変更、取消は、必ず専用番号へ電話連絡してください。配車済みの場合には、利用回数がカウントされますのでご了承ください。
- 福祉タクシー券との併用はできません。
- 必ずお出かけサポートタクシー配車専用ダイヤルに電話をし、配車してください。
- 予約制ではありません。利用するときに電話をしてください。
- 登録証を持参する利用者と目的地が同じ方は、乗車定員になるまで同乗することができます。

●お出かけサポートタクシー事業に関する問合せ
〒356-8501ふじみ野市福岡一丁目1-1
ふじみ野市高齢福祉課 ☎049-262-9038
障がい福祉課 ☎049-262-9031
子育て支援課 ☎049-262-9033

●お出かけサポートタクシー配車専用ダイヤル ※事前予約不可
AM8:30～PM5:00（12/29～1/3を除く。）
東上ハイヤー(株) ☎049-243-2634(専用)
ダイヤモンド交通(株) ☎049-248-3717(専用)